

茨城県剣道連盟居合道部支部代表各位
(写) 一般財団法人茨城県剣道連盟御中

茨剣連居合 第 56号
令和7年11月17日
茨城県剣道連盟居合道部
部 長 平野 政弘
〔公印省略〕

外国人の五段以下審査申請について(通知)

標記のことについて茨城県剣道連盟に相談、そして、全日本剣道連盟の指導をいただき下記の通り運用しますので、居合道部の各支部に通知いたします。

記

- 1 運用のもとになる国際剣道連盟(FIK)の審査体制の概要について
 - 1) 国際剣道連盟(FIK)は、各国・地域を代表する唯一の剣道統轄団体によって構成される団体である。2024年7月の時点では、64カ国・地域となっている。
 - 2) 上記の居合道五段以下の審査は、64カ国の地域の指導者により円滑に行われている。
- 2 茨城県在住者の外国人の五段以下審査受審対応について
 - 1) 茨城県(国内)で前段位を取得している者は茨城県剣道連盟の審査要項により受審を認める。
 - 2) 初めて受審を申請する者は茨城県剣道連盟の審査要項(学科問題:日本語解答)を、把握したうえで申請すること。その際住民票と在留カードの提出を求める場合がある。
(在住状況を事務局で確認する場合がある)
- 3 日本に在住しない外国人は、在住する国の剣道連盟での審査受審を指導してください。
在住する国の剣道連盟で受審できない特別の事情がある者は以下の申請もあります。
 - 1) 前段位を海外で取得している者は、特別な事情を居住する国の剣道連盟に説明し、受審申請書を所属国剣道連盟会長から茨城県剣道連盟に提出してください。
茨城県剣道連盟から全日本剣道連盟に既得段・級位の取得確認と全剣連番号の付与後、受審が受理されます。
 - 2) 海外での段位取得無しで受審を希望する者は、特別な事情を、居住する国の剣道連盟に説明し、受審申請書を所属国剣道連盟会長から茨城県剣道連盟に提出してください。
- 4 施行日：令和8年1月1日申請分より

以上